

レセプト電算処理歯科システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部  
国保中央会医療保険部

令和8年度診療報酬改定に伴う電子レセプトの記録に係る変更点等について

このことについては、下記の記録方法を参考に電子レセプトを作成されますようお願いいたします。


なお、診療報酬改定に伴う全変更点を示すものではなく、注意点のみ記載しています。

記

1 特定器材（TO）レコードにおける人工歯の単位の変更について

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和8年厚生労働省告示第73号）」により、人工歯の単位が「○本1組」から「1歯」に変更となりました。

VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

区分 番号	品名	改正後			改正前	
		単位	材料 価格		単位	材料 価格
027	陶歯 前歯用（真空焼成歯）	1 歯	312円		6本1組	1,870円
028	陶歯 臼歯用（真空焼成歯）	1 歯	126円		8本1組	1,010円
031	レジン歯 前歯用（J I S適合品）	1 歯	40円		6本1組	241円
032	レジン歯 臼歯用（J I S適合品）	1 歯	29円		8本1組	235円
033	スルフォン樹脂レジン歯 前歯用	1 歯	103円		6本1組	620円
034	スルフォン樹脂レジン歯 臼歯用	1 歯	108円		8本1組	866円
035	硬質レジン歯 前歯用	1 歯	97円		6本1組	582円
036	硬質レジン歯 臼歯用	1 歯	92円		8本1組	733円

また、「疑義解釈資料の送付について（その5）（令和8年5月8日保険局医療課事務連絡）」により、人工歯の算定方法について示されました。

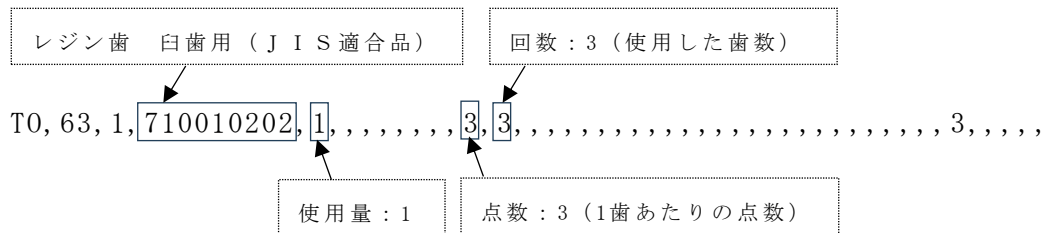
**【特定保険医療材料】**

問4 人工歯（陶歯、レジン歯、スルフォン樹脂レジン歯及び硬質レジン歯）の材料価格基準の単位が1歯単位に見直されたが、当該材料については、1歯単位の材料価格を10円で除して得た点数（端数が生じた場合は端数を四捨五入して得た点数）を、使用した人工歯の歯数分で合算して算定すればよいか。

（答） そのとおり。

(1) CSVの記録

例) レジン歯 白歯用（JIS適合品）（29円/歯）を3歯使用した場合  
 特定器材（TO）レコードの「使用量」欄に「1」、「点数」欄に「3  
 （1歯単位の材料価格を10円で除して得た点数（端数が生じた場合は端数を四捨五入して得た点数）」、「回数」欄に「3（使用した歯数）」を記録します。

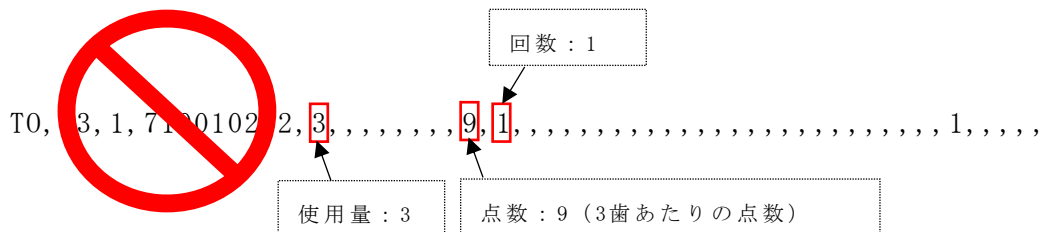


(2) レセプトの表示

	63	略	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3 × 3</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">×</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">×</td></tr> </table>	×	3 × 3	×	×	×
×								
3 × 3								
×								
×								
×								

注意

※次の記録はしないでください。



2 診療識別コードについて

入院外のレセプトで請求する際に記録する診療識別コードについて、記載要領の変更に伴い、次のとおり変更となります。

歯科診療行為コード	省略名称	診療識別コード	
		令和8年6月診療分から	令和8年5月診療分まで
313019610	線鉤（二腕鉤（レストつき））	64	63
313030610	高強度硬質レジンプリッジ	63	64

その他、新設の歯科診療行為を請求する際に記録する診療識別コードは別紙のとおりです。

3 歯冠修復及び欠損補綴を行うに当たって使用した麻酔薬剤の算定について

(1) 告示の新設

第12部 歯冠修復及び欠損補綴の通則に区分番号M001に掲げる歯冠形成（1に限る。）を行う場合に使用した麻酔薬剤を算定できることが記載されました。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第12部 歯冠修復及び欠損補綴</p> <p>通則</p> <p><u>10 歯冠修復及び欠損補綴の所定点数は、当該歯冠修復及び欠損補綴に当たって、表面麻酔、浸潤麻酔又は簡単な伝達麻酔を行った場合の費用を含む。ただし、区分番号M001に掲げる歯冠形成（1に限る。）を行う場合の当該麻酔に当たって使用した薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣の定めるところにより算定できる。</u></p> <p>第2節 薬剤料</p> <p>区分</p> <p>M100 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。</p> <p>注1 薬価が15円以下である場合は、算定できない。</p> <p>2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。</p>	<p>第12部 歯冠修復及び欠損補綴</p> <p>通則</p> <p>（新設）</p> <p>第2節 削除</p>

(2) 記載要領の一部改定

「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（令和8年3月27日保医発0327第2号）」により、「歯冠形成」欄に、「（ケ）生活歯歯冠形成のために表面麻酔、浸潤麻酔又は簡単な伝達麻酔に用いた場合は、使用薬剤の医薬品名、規格・単位（%、mL 又はmg 等）及び使用量を「その他」欄に記載する。」が追加されました。



「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添2 歯科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第11部 (略) 第12部 歯冠修復及び欠損補綴 第1節 歯冠修復及び欠損補綴診療料 M000～M017 (略) M017-2 高強度硬質レジンブリッジ (1)～(4) (略) <u>(5) CAD/CAMブリッジ用材料との互換性が制限されない歯科用CAD/CAM装置を用いて、作業模型で間接法により製作された歯冠補綴物(CAD/CAMブリッジ)は、第二小臼歯又は第一大臼歯の1歯中間欠損部に対するポンティックを含む、3歯ブリッジに該当する場合に、本区分の所定点数を準用して算定する。</u> (6) CAD/CAMブリッジを装着する場合は、次により算定する。 イ M001に掲げる歯冠形成の「1のロ 非金属冠」又は「2のロ 非金属冠」並びにM001に掲げる歯冠形成の「注1」、「注5」又は「注8」の加算を算定する。 ロ 印象採得を行った場合は、1装置につき、M003に掲げる印象採得の「2のニの(1) 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合」を算定する。 ハ 咬合採得を行った場合は、1装置につき、M006に掲げる咬合採得の「2のイの(1) 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合」を算定する。 ニ 装着した場合は、1装置につき、M005に掲げる装着の「2のイの(1) 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合」、M005に掲げる装着の「注1」の加算及び特定保険医療材料を算定する。 (7) 製作に当たって、または製作後に、(6)に掲げる項目以外について、必要に応じて実施した際は、各区分において、高強度硬質レジンブリッジに準じて算定する。 (8) CAD/CAMブリッジを製作した場合は、診療録及び診療報酬明細書に、「CAD/CAMブリッジ」と記載すること。なお、記載に当たっては、「CAD Br」と記載して差し支えない。 (9) CAD/CAMブリッジに係る治療は、以下のいずれにも該当する歯科医療機関において実施すること。 ① 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。 ② 保険医療機関内に歯科用CAD/CAM装置が設置されている場合は、歯科技工士を配置していること。 ③ 保険医療機関内に歯科用CAD/CAM装置が設置されていない場合は、当該装置を設置している歯科技工所との連携が図られていること。	別添2 歯科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第11部 (略) 第12部 歯冠修復及び欠損補綴 第1節 歯冠修復及び欠損補綴診療料 M000～M017 (略) M017-2 高強度硬質レジンブリッジ (1)～(4) (略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
II 算定方法告示別表第二歯科診療報酬点数表に関する事項 1～3 (略) 4 歯冠修復及び欠損補綴の部に規定する特定保険医療材料の取扱い 058～071 (略) 072 CAD/CAMブリッジ用材料 (1) CAD/CAMブリッジ用材料を第二小臼歯又は第一大臼歯の1歯中間欠損部に対するポンティックを含む、3歯ブリッジに使用した場合に限り算定できる。 (2) CAD/CAMブリッジ用材料を使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書(シール等)を保存して管理すること(診療録に貼付する等)。	II 算定方法告示別表第二歯科診療報酬点数表に関する事項 1～3 (略) 4 歯冠修復及び欠損補綴の部に規定する特定保険医療材料の取扱い 058～071 (略) (新設)



歯科診療行為 コード	省略名称（漢字）	診療識別 コード
301183970	地域歯科医療加算（初診）	80
301184070	電子的歯科診療情報連携体制整備加算 1（初診）	80
301184170	電子的歯科診療情報連携体制整備加算 2（初診）	80
301184270	地域歯科医療加算（再診）	80
301184370	電子的歯科診療情報連携体制整備加算（再診）	80
302020470	特別管理加算	13
302020610	小児口腔機能管理料 2	13
302020810	小児口腔機能管理料 2（情報通信機器を用いた場合）	13
302020910	口腔機能管理料 1	13
302021010	口腔機能管理料 2	13
302021110	口腔機能管理料 1（情報通信機器を用いた場合）	13
302021210	口腔機能管理料 2（情報通信機器を用いた場合）	13
302021410	周計 2	13
302021610	回復期等口腔機能管理計画策定料 2	13
302021710	口腔機能実地指導料	13
302021810	歯周病患者画像活用指導料（口腔内画像）	13
302021910	歯周病患者画像活用指導料（顕微鏡画像）	13
302022010	外来腫瘍化学療法診療料 1（抗悪性腫瘍剤・初回～3回目・その他）	80
302022110	外来腫瘍化学療法診療料 1（抗悪性腫瘍剤・4回目以降・その他）	80
302022210	外来腫瘍化学療法診療料 2（抗悪性腫瘍剤・初回～3回目・その他）	80
302022310	外来腫瘍化学療法診療料 2（抗悪性腫瘍剤・4回目以降・その他）	80
302022410	外来腫瘍化学療法診療料 3（抗悪性腫瘍剤・初回～3回目・その他）	80
302022510	外来腫瘍化学療法診療料 3（抗悪性腫瘍剤・4回目以降・その他）	80
302022710	介護支援等連携指導料 2	80
302022810	遺伝性疾患療養指導管理料（遺伝子検査の必要性）	80
302022910	遺伝性疾患療養指導管理料（遺伝子検査結果の遺伝学的な評価・初回）	80
302023010	遺伝性疾患療養指導管理料（遺伝子検査結果の遺伝学的な評価 2 回目）	80
302023110	義管（局部義歯）	13
302023210	義管（総義歯）	13
302023510	電子的歯科診療情報連携体制整備加算 1（初診）（医学管理等）	80
302023610	電子的歯科診療情報連携体制整備加算 2（初診）（医学管理等）	80
302023710	電子的歯科診療情報連携体制整備加算（再診）（医学管理等）	80
303016910	訪問診療 4（診療所）（歯援診 1、歯援診 2 等以外）	80
303017010	訪問診療 4（病院）（歯援診 1、歯援診 2 等以外）	80
303017110	訪問診療 4（診療所）（歯援診 1、歯援診 2 等以外）（20 分未満）	80
303017210	歯科訪問 4（病院）（歯援診 1、歯援診 2 等以外）（20 分未満）	80
303017310	訪問診療 5（診療所）（歯援診 1、歯援診 2 等以外）	80

歯科診療行為 コード	省略名称（漢字）	診療識別 コード
303017410	訪問診療 5（病院）（歯援診 1、歯援診 2 等以外）	80
303017510	訪問診療 5（診療所）（歯援診 1、歯援診 2 等以外）（20 分未満）	80
303017610	歯科訪問 5（病院）（歯援診 1、歯援診 2 等以外）（20 分未満）	80
303017770	在宅療養支援歯科診療所加算 1	80
303017870	在宅療養支援歯科診療所加算 2	80
303017970	在宅療養支援歯科病院加算	80
303018010	訪衛指（特別の関係にある他の保険医療機関等）	80
303018110	在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料 4	80
303018270	医科連携訪問加算	80
304003610	口腔粘膜湿潤度検査	31
307004870	投与時間鎖式接続器具使用加算	21
308010810	歯科口腔リハビリテーション料 1（有床義歯）	13
308010910	歯科口腔リハビリテーション料 1（小児保険装置）	80
308011010	歯科口腔リハビリテーション料 2（1 以外）	13
308011310	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（理学療法士）（リ減）	80
308011410	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（作業療法士）（リ減）	80
308011510	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（言語聴覚士）（リ減）	80
308011610	脳血管疾患等リハビリテーション料（1）（歯科医師）（リ減）	80
308011710	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）（理学療法士）（リ減）	80
308011810	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）（作業療法士）（リ減）	80
308011910	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）（言語聴覚士）（リ減）	80
308012010	脳血管疾患等リハビリテーション料（2）（歯科医師）（リ減）	80
308012110	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）（理学療法士）（リ減）	80
308012210	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）（作業療法士）（リ減）	80
308012310	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）（言語聴覚士）（リ減）	80
308012410	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）（歯科医師）（リ減）	80
308012510	脳血管疾患等リハビリテーション料（3）（イ～ニ以外）（リ減）	80
308012810	廃用症候群リハビリテーション料（1）（理学療法士）（リ減）	80
308012910	廃用症候群リハビリテーション料（1）（作業療法士）（リ減）	80
308013010	廃用症候群リハビリテーション料（1）（言語聴覚士）（リ減）	80
308013110	廃用症候群リハビリテーション料（1）（歯科医師）（リ減）	80
308013210	廃用症候群リハビリテーション料（2）（理学療法士）（リ減）	80
308013310	廃用症候群リハビリテーション料（2）（作業療法士）（リ減）	80
308013410	廃用症候群リハビリテーション料（2）（言語聴覚士）（リ減）	80
308013510	廃用症候群リハビリテーション料（2）（歯科医師）（リ減）	80
308013610	廃用症候群リハビリテーション料（3）（理学療法士）（リ減）	80
308013710	廃用症候群リハビリテーション料（3）（作業療法士）（リ減）	80

歯科診療行為 コード	省略名称（漢字）	診療識別 コード
308013810	廃用症候群リハビリテーション料（3）（言語聴覚士）（リ減）	80
308013910	廃用症候群リハビリテーション料（3）（歯科医師）（リ減）	80
308014010	廃用症候群リハビリテーション料（3）（イ～ニ以外）（リ減）	80
309022110	歯の破折片除去	44
310037690	頭頸部悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算（手術）	44
310037870	無菌的分割製剤作成加算	44
311002410	歯麻管1	54
311002510	歯麻管2	54
311002610	歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔1（10分未満）	54
311002710	歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔1（10分以上20分未満）	54
311002810	歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔2（歯科麻酔科医が実施）	54
311002910	歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔2（歯科麻酔科医の指導下で実施）	54
311003010	歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔2（麻酔を専従で実施）	54
311003110	歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔2（1から3まで以外）	54
311003270	麻酔管理時間加算（吸入又は静脈麻酔2（歯科麻酔科医が実施））	54
311003370	麻酔管理時間加算（吸入又は静脈麻酔2（歯科麻酔科医の指導下））	54
312004510	高エネルギー放射線治療（2門以上、運動照射、原体照射（2回目））	80
313042010	補綴前処置	61
313042110	暫間歯冠補綴装置	61
313042210	咬合（口蓋補綴、顎補綴（困難））	64
313042310	咬合（口蓋補綴、顎補綴（著しく困難））	64
313042410	小児保隙装置（可撤式）	64
313042510	チタンブリッジ	63
313042770	歯科技工士連携加算1（補診（新製））	64
313042870	歯科技工士連携加算2（補診（新製））	64
313043070	歯科技工士連携加算2（光学印象）	64
313043170	レジン前装加算（チタンブリッジ）	63
313043270	有床義歯補強加算	64
313043420	（材）チタンブリッジ	63
313043550	CAD/CAMブリッジ	64
314011770	3次元デジタル加算（模型調製）	80
314011810	ディスクング	80
316035110	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）1（初診時）注5	80
316035210	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）2（再診時等）注5	80
316035310	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）3（訪問診療時）イ・注5	80
316035410	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）3（訪問診療時）ロ・注5	80
316035910	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）9（初診又は訪問診療）	80

歯科診療行為 コード	省略名称（漢字）	診療識別 コード
316036010	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）9（再診時等）	80
316036110	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）10（初診又は訪問診療）	80
316036210	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）10（再診時等）	80
316036310	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）11（初診又は訪問診療）	80
316036410	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）11（再診時等）	80
316036510	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）12（初診又は訪問診療）	80
316036610	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）12（再診時等）	80
316036710	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）13（初診又は訪問診療）	80
316036810	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）13（再診時等）	80
316036910	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）14（初診又は訪問診療）	80
316037010	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）14（再診時等）	80
316037110	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）15（初診又は訪問診療）	80
316037210	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）15（再診時等）	80
316037310	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）16（初診又は訪問診療）	80
316037410	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）16（再診時等）	80
316037510	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）17（初診又は訪問診療）	80
316037610	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）17（再診時等）	80
316037710	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）18（初診又は訪問診療）	80
316037810	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）18（再診時等）	80
316037910	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）19（初診又は訪問診療）	80
316038010	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）19（再診時等）	80
316038110	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）20（初診又は訪問診療）	80
316038210	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）20（再診時等）	80
316038310	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）21（初診又は訪問診療）	80
316038410	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）21（再診時等）	80
316038510	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）22（初診又は訪問診療）	80
316038610	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）22（再診時等）	80
316038710	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）23（初診又は訪問診療）	80
316038810	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）23（再診時等）	80
316038910	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）24（初診又は訪問診療）	80
316039010	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）24（再診時等）	80
316039110	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）1（初診・訪問診療）注5	80
316039210	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）1（再診時等）注5	80
316039310	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）2（初診・訪問診療）注5	80
316039410	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）2（再診時等）注5	80
316039510	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）3（初診・訪問診療）注5	80
316039610	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）3（再診時等）注5	80

歯科診療行為 コード	省略名称（漢字）	診療識別 コード
316039710	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）4（初診・訪問診療）注5	80
316039810	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）4（再診時等）注5	80
316039910	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）5（初診・訪問診療）注5	80
316040010	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）5（再診時等）注5	80
316040110	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）6（初診・訪問診療）注5	80
316040210	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）6（再診時等）注5	80
316040310	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）7（初診・訪問診療）注5	80
316040410	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）7（再診時等）注5	80
316040510	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）8（初診・訪問診療）注5	80
316040610	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）8（再診時等）注5	80
316040710	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）9（初診・訪問診療）注5	80
316040810	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）9（再診時等）注5	80
316040910	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）10（初診・訪問診療）注5	80
316041010	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）10（再診時等）注5	80
316041110	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）11（初診・訪問診療）注5	80
316041210	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）11（再診時等）注5	80
316041310	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）12（初診・訪問診療）注5	80
316041410	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（2）12（再診時等）注5	80
316075010	歯科外来物価対応料1（初診時）	80
316075110	歯科外来物価対応料1（再診時等）	80
316092510	歯科技工所ベースアップ支援料	80